

2026 年9月 30 日

各位

会 社 名 株式会社 LTV-X

(コード番号 655A 名証ネクスト市場)

代表者名 代表取締役社長 野口 学夫

問合せ先 管理部管掌取締役 柴田 喬英

T E L 03-6665-8245

U R L <https://www.ltv-x.jp>

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

当社は、2026 年9月 30 日開催の取締役会において、当社普通株式の株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---------------------------|--|
| (1)募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 367,000 株 |
| (2)募集株式の払込金額 | 未定(2026 年 10 月 15 日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3)払 込 期 日 | 2026 年 11 月4日(水曜日) |
| (4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 2026 年 10 月 26 日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第 14 条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。 |
| (5)募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、Jトラストグローバル証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社及び丸三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6)発 行 価 格
(募 集 価 格) | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026 年 10 月 26 日に決定する。) |
| (7)申 込 期 間 | 2026 年 10 月 27 日(火曜日)から 2026 年 10 月 30 日(金曜日)まで |
| (8)申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9)株 式 受 渡 期 日 | 2026 年 11 月5日(木曜日) |
| (10)引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (11)払 込 取 扱 場 所 | 株式会社三菱UFJ銀行 虎ノ門支店 |

(12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他必要な事項は、代表取締役に一任する。

(13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 333,000 株
- (2) 売出人 東京都港区麻布台1丁目3番1号 麻布台ヒルズ森 JP タワー23 階
ドコモ・イノベーションファンド2号投資事業有限責任組合
- (3) 売出方法 売出価格での一般募集とし、Jトラストグローバル証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。
- (4) 売出価格 未定(上記1. における発行価格と同一となる。)
- (5) 申込期間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 105,000 株(上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026 年 10 月 26 日(発行価格等決定日)に決定される。)
- (2) 売出人 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番3号
Jトラストグローバル証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格による一般向け売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1. における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 105,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 2026 年 12 月 4 日(金)
- (4) 払 込 期 日 2026 年 12 月 7 日(月)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 2026 年 10 月 26 日に決定される予定の割当価額を基礎とし、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で J トラストグローバル証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社三菱UFJ銀行 虎ノ門支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数	普通株式	367,000 株
売出株式数	普通株式	333,000 株
	オーバーアロットメントによる売出し(*) 上限 105,000 株	

(2) 需要の申告期間 2026 年 10 月 19 日(月曜日)から 2026 年 10 月 23 日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2026 年 10 月 26 日(月曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2026 年 10 月 27 日(火曜日)から 2026 年 10 月 30 日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2026 年 11 月 4 日(水曜日)

(*) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、Jトラストグローバル証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、Jトラストグローバル証券株式会社が当社株主である株式会社SRI(以下「貸株人」という。)より 105,000 株を上限として借入れる株式であります。これに関連して、当社は 2026 年 9 月 30 日開催の取締役会において、Jトラストグローバル証券株式会社を割当先とする、当社普通株式 105,000 株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

また、Jトラストグローバル証券株式会社は、上場日(2026 年 11 月 5 日)から 2026 年 11 月 27 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、株式会社名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

Jトラストグローバル証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,117,000 株
公募による増加株式数	367,000 株
公募増資後の発行済株式総数	2,484,000 株

第三者割当増資による増加株式数	105,000 株(最大)
第三者割当増資後の発行済株式数	2,589,000 株(最大)

3. 増資資金の使途

公募増資の手取概算額 179,078 千円については、4. 記載の第三者割当増資の手取概算額上限 54,096 千円と合わせた手取概算額合計上限 233,174 千円を、運転資金として中期的な成長方針であるプロダクトラインナップの拡充を加速させるための「システム開発費」及び「システム運用関連費用」、顧客支援体制をより強化するための「採用関連投資」、および認知度向上と新たな顧客開拓のための「マーケティング費用」に充当する予定であります。

当社は、導入初期の設定から運用設計、モニタリング、改善提案に至るまで一貫した顧客支援を行い、顧客の業務定着と成果創出を実現することを中心としております。

中長期的には、多角的なクラウドサービスを量産し、ECにとどまらず幅広い業種・業務のデータを構造化・集約する基盤を構築してまいります。単一機能のクラウドサービスにとどまらない「データ統合型プラットフォーム」

としての価値を確立することで、顧客 1 社あたりの平均単価の大幅な向上および蓄積データを活用した追加収益の実現を目指しております。これらの成長戦略を推進するにあたり、システム開発の加速ならびに顧客支援体制の強化は不可欠であると認識しております。

「システム開発費」クラウドシステム開発費として 110,670 千円 (2027 年3月期:6,647 千円、2028 年3月期:53,874 千円、2029 年3月期:50,148 千円)を充当する予定であります。

「システム運用関連費用」として 64,698 千円 (2027 年3月期:6,911 千円、2028 年3月期:29,011 千円、2029 年3月期:28,775 千円)を充当する予定であります。

「マーケティング費用」として 5,220 千円 (2027 年3月期:180 千円、2028 年3月期:2,520 千円、2029 年3月期:2,520 千円)を充当する予定であります。

「採用関連投資」として 52,586 千円 (2027 年3月期:2,076 千円、2028 年3月期:20,644 千円、2029 年3月期:29,865 千円)を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあることから内部留保金の使途につきましては、更なる成長に向けた事業基盤の整備や事業の拡充、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来配当を行っておりません。また、現時点ではシステム開発投資、採用関連投資を行うことで中長期かつ安定的な事業成長を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、今後の事業展開のため有効活用していきたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記の基本方針に基づき、収益力の強化、安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況や業績、事業環境等を勘案して配当を決定していく方針であります。現時点において配当の実施時期等については未定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2024 年3月期	2025 年3月期	2026 年3月期
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失	17.09 円	25.81 円	46.08 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	16.4%	20.5%	28.5%
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を行っていないため、記載しておりません。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

5. 名古屋証券取引所ネクスト市場への上場について

当社は、公募による募集株式発行及び株式売出しを含む当社普通株式について、Jトラストグローバル証券株式会社を主幹事会社として名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定しております。

6. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の株主である小村富士夫、貸株人及び当社の株主である株式会社SRI及び当社役員5名、並びにその他当社株主8名(対象となる株式総数 1,784,000株)は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2027 年5月3日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社の役員・従業員かつ新株予約権者である 14 名(役員6名 従業員8名)は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2027 年5月3日までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した株式の売却等を行わない旨合意しております。

更に、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026 年9月 30 日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意:

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2026 年9月 30 日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。また、本記者発表文に記載されている当社の計画、見積もり、予想、予想その他の将来情報については、本記者発表文の作成時点における当社の判断又は考えに過ぎず、実際の当社の経営成績、財政状態その他の結果は、経済状況の変化、市場環境の変化及び他社との競合、外国為替相場の変動等により、本記者発表文の内容又は本記者発表文から推測される内容と大きく異なることがあります。